

(写)

2水経第289号
令和2年7月15日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長 丸山 宏 様

岡崎市長 内田 康宏



適正な下水道使用料のあり方について（諮問）

このことについて、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諒問事項

適正な下水道使用料のあり方について（令和4年度から令和7年度までの4年間）

2 諒問の趣旨

下水道事業は、下水道法において、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする」と定められ、また、地方財政法では、公営企業に位置付けられ、独立採算制の原則により、下水道使用料を主な財源として運営されています。この使用料については、地方公営企業法において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められています。

この規定の趣旨に基づき、本市では平成21年4月に下水道使用料を平均9.3%改定し、以降、下水道施設及び管路の維持管理・整備に要する経費を賄ってまいりました。その後、平成24年度の企業会計化や平成26年度の上下水道局組織統合など事業の合理化に取り組みましたが、より効率的な事業経営に努める必要があります。

つきましては、将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。